

## 第7章 建設業許可申請等の電子申請について

令和5年1月10日から建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「JCIP」という。）を利用することで、建設業許可申請及び各種変更届出について、インターネット（電子）での申請（以下「電子申請」という。）ができます。

なお、電子申請ではなく、書面による提出（以下「書面申請」という。）も可能ですが、この場合は土木部監理課への持参または郵送に限ります。

### 1 電子申請の手続き

#### (1) 電子申請ができる手続き

- ア 建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新、般・特新規＋業種追加、般・特新規＋更新、業種追加＋更新、般・特新規＋業種追加＋更新申請）
- イ 変更届（事業年度終了届出書含む）
- ウ 廃業届

#### (2) 電子申請ができない手続き

- ア 建設業許可申請（事業承継（譲渡及び譲受、合併、分割、相続））

#### (3) 手続きの流れ

##### (gBizID を未取得の場合)

JCIPを利用するためには、デジタル庁が所管する **gBizID プライム又は gBizID メンバー** の取得が必要になります。 **gBizID エントリーでは JCIP をご利用になれませんので、ご注意ください。**

詳細は、デジタル庁及び gBizID の Web サイトをご確認ください。

- ・ gBizID 概要 <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>
- ・ gBizID トップ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

##### (gBizID 取得済みの場合)

- ・ [国土交通省 建設業許可・経営事項審査電子申請システム](#)
- ・ JCIP ログイン：<https://prod.icip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

#### (4) 許可申請手数料

管轄区分	許可区分	新規	更新	業種追加	手数料の払い込み
知事許可	一般	9万円	5万円	5万円	Pay-easy または長崎県収入証紙
	特定	9万円	5万円	5万円	〃

※ 一般及び特定のそれぞれの区分ごとに手数料が必要です。  
複数申請する場合は全て加算して納付が必要です。

#### 【長崎県証紙による支払い】

納付指示通知後にシステムから出力可能な台紙に長崎県収入証紙を貼付し、監理課へ持参又は

書留（原則）で提出してください。

※出力される台紙の右肩に管内の振興局名の表記がありますが、提出先は長崎県土木部監理課（長崎市尾上町3-1）ですのでご注意ください。

※書留以外でも受け付けますが、紛失等の責任は一切負いません。

#### 【電子納付（Pay-easy）による支払い】

システムの指示に従って納付してください。

#### (5) 標準処理期間

申請書受付後40日とします。（補正期間を除く。）

#### (6) 電子申請するにあたっての留意点

システム操作方法については、必ずホームページに掲載されている「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）操作マニュアル」をご確認のうえ申請してください。

本県では、システム操作についてお答えできません。

入力方法などシステムに関しては、電子申請システム ヘルプデスクへお問い合わせください。

電話：0570-033-730（ナビダイヤル）

#### (7) 申請書等と添付書類について

必要書類については、書面申請の場合と同じです。※バックヤード連携の場合を除く  
必要書類一覧表（許可申請P18、変更届等P61）をご確認ください。

##### 【その他の注意点】

- ・新規申請での「工事経歴を確認する資料」等の電子申請マニュアルでは省略可能になっていないが、長崎県では提出を求めている資料については、白紙のPDFファイルをアップロードしてください。
- ・更新申請の場合で、専任技術者の常勤性確認資料は「その他添付ファイル」欄に添付してください。※経營業務の管理責任者と兼ねる場合は不要
- ・必要に応じて提出する書類（500万円以上の残高証明書など）は「その他添付ファイル」欄に添付してください。